

## 《自動振替規定》

1. (1) 振替日には指定預金口座から指定金額を自動的に引落とし、この預金口座へ入金します。なお、振替金額の指定(引落口座残高の指定のみの場合を含みます。)が複数ある場合には、その指定による振替可能な最も大きな金額を指定金額とします。  
(2) 前(1)の場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず預金通帳および預金払戻請求書の提出または小切手の提出は必要ありません。
2. 振替日当日が休日の場合は翌営業日に振替えます。
3. 振替日に次のいずれかに該当するときはご通知することなくその月の振替はいたしません。
  - ① 指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合
  - ② 指定預金口座が総合口座またはメリット 20 取引口座で引落後のお預り残高が零未満になる場合(但し、別途の指定がある場合を除きます。なお、引落口座残高指定がある場合または振替金額指定がない場合には別途の指定があっても振替はいたしません。)
4. 指定預金口座が解約された場合には前記 1.～3.および後記 6.の規定は終了したものとしてお取扱いいたします。
5. この自動振替契約は、特にお申し出のない限り同一条件でお取扱いいたします。
6. この自動振替契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。  
なお、当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、この契約は終了したものとしてお取扱いいたします。
7. 規定の変更
  - (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上